

高年齢者福祉サービスのご案内



市では、すべての高齢者が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるように、「シルバー日野人 安心いきいき」プランを策定し、「寝たきりゼロ」を目指した介護予防・生活支援を推進していきます。日野人四大運動事業の一つ「いきいきウォーキング」や「高齢者見守り支援ネットワーク」など、最重点事業の構築を進めています。各種サービスを健康増進や日々の生活の充実のためにご利用ください。なお、利用方法についてはお気軽にご相談ください。

(高齢福祉課介護保険係・在宅サービス係・福祉係・医療係)

★印のあるサービスは所得制限があります

対象	サービス名	サービス内容	問合せ先
介護保険で受けられるサービス(介護給付)			
原則65歳以上	在宅サービス	要介護1～5 1 家庭を訪問するサービス……訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 2 日帰りで施設に通うサービス……通所リハビリテーション、通所介護、認知症対応型通所介護 3 施設に短期入所するサービス……短期入所生活介護、短期入所療養介護 4 福祉用具の貸与・購入や住宅改修 5 その他……特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、介護サービス計画の作成(自己負担はありません)、家族介護慰労金の支給(要介護度4または5の高齢者を介護する市民税非課税世帯の家族を対象)	介護サービスについては別表1参照 介護保険については介護保険係
		要支援1～2 1 家庭を訪問するサービス……介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導 2 日帰りで施設に通うサービス……介護予防通所リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 3 施設に短期入所するサービス……介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護 4 福祉用具の貸与・購入や住宅改修(福祉用具貸与については一部制限があります) 5 その他……介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防サービス計画作成(自己負担はありません)、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム・要支援2の方のみ)、介護予防認知症対応型通所介護	別表2参照
	施設サービス	・介護老人福祉施設……常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設 ・介護老人保健施設……病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設 ・介護療養型医療施設……比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設 ※要介護認定1～5の方が利用できます ※住民税非課税世帯の要介護者は、負担限度額認定を受けることにより、食費・居住費が減額されます	介護サービスについては別表1参照 介護保険については介護保険係

介護予防のサービス

40歳以上	生活支援型機能訓練	心身の機能が低下している方、医療終了後も機能訓練が必要な方に、施設での機能訓練や言語療法を行い、日常生活能力の回復を図ります	別表1参照
60歳以上	生きがい活動支援通所	介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けていない方で、家庭に閉じこもりがちな高齢者に送迎付きで施設に通っていただき、生きがい・趣味の活動を行うことにより、介護の予防を図ります	別表1参照
概ね65歳以上	パワーリハビリテーション	特定高齢者(介護リスクが高い方)と要介護認定者の方に、健康増進を図り、運動習慣を定着させ活動的な生活ができるよう6台のトレーニングマシンを使用したりリハビリテーションを提供します	福祉係
	徘徊高齢者探索システム	在宅の認知症徘徊高齢者にPHS移動端末を所持してもらい、位置情報検索システムを利用することによって、その所在を家族に伝えます	別表1参照
	養護老人ホーム入所相談★	経済または環境などの状況から、在宅での生活を継続することが困難な高齢者が入所する施設です	在宅サービス係
	すこやか生活	ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に、健康維持や介護予防に関する質問が届く機器を設置し、回答することにより健康意識を高めます	別表1参照
	生活指導通所	介護保険の「要支援」の認定を受けた方で、家庭に閉じこもりがちな高齢者に送迎付きで施設に通っていただき、生きがい・趣味の活動を行うことにより、介護の予防を図ります	別表1参照
65歳以上	身障高齢者機能回復助成	身体障害者手帳(1～6級)をお持ちの方に、あんま、マッサージの施術券を支給します	福祉係
	自立支援日常生活用具給付	介護保険の「非該当」の認定を受けた方で、日常生活動作に支障のある高齢者に、腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープを給付し、自立を支援します	別表1参照

寝たきり・ひとり暮らし・高齢者世帯等

40歳以上	在宅寝たきり者紙おむつサービス	在宅寝たきりまたはこれに準じる方で、失禁や尿もれ等でおむつを必要としている方に給付します	福祉係
概ね65歳以上	生活支援サービス	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯のうち、介護保険の「要介護」の認定を受けていない方に対して、日常生活に支援が必要な場合に家事の援助を行い、要介護状態への進行を予防します	別表1参照
	緊急通報システム	ひとり暮らし等の高齢者で、身体上の慢性疾患があり、日常生活を営む上で常時の注意を要する状態にある方が対象 ※無線発報器(ペンダント型)で消防署に通報され、救急車が出動します	別表1参照
	火災安全システム	寝たきり高齢者またはひとり暮らし等の高齢者で、家庭内での火災の危険性から生活の安全を確保する必要がある方に、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器を給付します	福祉係
	寝具乾燥	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、寝たきりまたはこれに準じる方で寝具の自然乾燥が困難な場合に、寝具乾燥のサービスを行っています(乾燥/月1回・丸洗い/年1回)	福祉係
	配食サービス(夕食)	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に、バランスのとれた安全な食の確保と安否確認のため、月曜～金曜日に夕食を1食800円で各家庭にお届けします	福祉係
	食事宅配サービス(昼食)	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で心身の機能低下等により生活に支障がある方に、安全な食の確保と安否確認のため、昼食を1食450円でお届けします	日野市社会福祉協議会582-2319
65歳以上	福祉電話★	日野市内に親族のいないひとり暮らしの高齢者または高齢者だけの世帯に、福祉電話を貸し出し、料金の一部を助成します。また、電話をお持ちの方には料金の一部を助成します	福祉係
	健康・介護24時間相談電話	高齢者と高齢者を介護する家族等を対象に、電話による医療・健康・介護相談を行います。また、ひとり暮らしで健康に不安のある高齢者に月2回のお元氣コール(電話による安否確認)を行います▷相談電話番号=0120-123-127	在宅サービス係
	生活指導一時保護	介護者の緊急入院や親族の葬儀等で在宅での介護ができなくなったとき、施設で一時的に介護を行います	別表1参照
	寝たきり訪問理容・美容券交付	寝たきり訪問理容・美容券を年6枚交付し、市と契約している理容・美容店より訪問の理容・美容が受けられます	福祉係

不自由体な方の	ハンディキャブ	外出の困難な方が通院、買い物等に出かける際に車いすのまま乗車できる車両を利用して送迎を行います	日野市社会福祉協議会582-2319
	車いす・安全杖の貸し出し	身体が不自由なため外に出られない方や、歩行が困難な高齢者に車いす・安全杖の貸し出しをします	健康課581-4111
	かかりつけ歯科医の紹介	寝たきりの方や障害のある方に、訪問歯科診療のできる歯科医師を紹介いたします	福祉係
家族	家族介護者ヘルパー受講支援	高齢者を現に介護し、または介護していた家族の方が、家族介護の経験を生かして訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修の2級または3級課程を受講し、修了した場合に受講料の一部を助成します	福祉係
	寝たきり高齢者看護手当	寝たきりまたはこれに準ずる状態が3カ月以上居宅において継続する65歳以上の高齢者を介護する方に対して、月1万円支給します	福祉係

住宅関係

概ね60歳以上	グループリビング	介護保険の「非該当」「要支援」の認定を受けた方またはこれと同等の方で、共同生活を営むことが可能な高齢者が、お互いに協力し、助け合いながら生活していただく施設です	福祉係
65歳以上	シルバーピア★	住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、自立して日常生活のできる方に対して、高齢者向けに配慮された設備や緊急通報システムを備えた集合住宅(シルバーピア)を提供します(募集は広報でお知らせします)	別表1参照
	自立支援住宅改修給付	日常生活動作に支障のある高齢者の住宅を改修し、住環境を整えることで、生活の拡大・自立を図ります。介護保険の「非該当」の方が対象の給付(手すり取り付け・段差解消・床材変更・引戸取り替え・洋式便器取り替え)と、介護保険を補足する設備改修(洋式便器取り替え・浴槽取り替え・流しと洗面台取り替え)があります	福祉係
	高齢者民間賃貸住宅あっせん	現在住んでいる住宅が取り壊し等によって立ち退かざるを得ない、もしくは健康安全上著しく劣悪な住宅に居住している高齢者に、市が宅建南多摩支部に依頼して、民間の賃貸住宅をあっせんします(保証人を得られることが条件)	福祉係
	高齢者民間住宅家賃助成★	市内に3年以上居住するひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、前年の収入が生活保護基準の1.5倍以内の方に家賃を補助します。助成額は家賃月額額の3分の1(1万円を上限)	福祉係

その他のサービス			
概ね60歳以上	シルバー人材センター	働く意欲を持った高齢者のために、その知識・経験・希望に沿った仕事を提供します	シルバー人材センター581-8171
	老人クラブ	健康増進、レクリエーションなどの活動をおとして仲間づくりをします。市内に48の老人クラブがあり、約4,000人の仲間がいます	福祉係
60歳以上	高齢者農園	高齢者農園を無料で貸し出し、野菜づくりをおとして自然にしみながら、健康増進と仲間づくりをします	福祉係
	かしの木学級	生きがい作り等のために、趣味や教養の講座を各講座年間18回程度実施します	福祉係
65歳以上	さわやか健康体操	「寝たきりゼロ」を目指し、軽やかに体操で一人ひとりの健康をサポートします	健康課581-4111
	高齢者誕生日健診	誕生日とその翌月に、指定医療機関で健康診査が受けられます。誕生日をむかえられる方には、受診券を送付します	福祉係
70歳以上	自立支援パワーリハビリテーション	介護認定を受けていない65歳以上の方に健康増進を図り、運動習慣を定着させ活動的な生活ができるよう6台のトレーニングマシンを使用したりリハビリテーションを提供します	福祉係
	かしの木荘無料入浴デー	宿泊及び日帰りの利用ができる高齢者憩いの家です▷利用料金=宿泊…1人1泊900円、日帰り…1人1日300円 市内1カ所の浴場で、毎週金曜日と無料入浴ができます	福祉係
70歳以上	敬老金・健康管理手当の支給	毎年9月、高齢者に、長寿のお祝いとともに健康の保持増進のため、敬老金・健康管理手当をお贈りします	福祉係
	保養施設利用助成	市が指定した保養施設を利用した場合に助成します(介護保険の要介護者に同行する介護者も対象) ▷助成額=宿泊施設…1泊3,000円(年2泊まで)、日帰り施設…1回500円(年5回まで)	別表3参照
	敬老大会	70歳以上(9月15日現在)の高齢者全員が対象で、9月上旬に市民会館で式典及び演芸を行います	福祉係
70歳以上	シルバーバスの発行★	70歳以上の都民(寝たきり状態の方は除く)に、都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バスを利用できる「東京都シルバーバス」を発行します(市民税が非課税の方は1,000円、市民税が課税の方は20,510円)	(社)東京バス協会03-5308-6950
	理容・美容券交付★	理容・美容券を年3枚交付し、市と契約している理容・美容店で理容・美容が受けられます(自己負担があります) ※平成17年度介護保険料第1・第2段階(生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税)の方が対象となります	福祉係

ケガや病気をしたら

65歳以上	老人性白内障特殊眼鏡等の助成★	老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ったが、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない方に、特殊眼鏡及びコンタクトレンズを購入する費用の一部を助成します	医療係														
70歳以上	高齢者入院見舞金支給制度	70歳以上の方が、病気やケガなどで7日以上継続して入院したとき、入院日数に応じて見舞金を支給します ▷入院日数=7日～60日…10,000円、61日～180日…20,000円、181日以上…30,000円 ※年度における見舞金の合計限度額は、30,000円です。申請期限は、退院したときなどから6カ月以内です	医療係														
70歳以上	東京都老人医療費助成制度(マル福)★	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外来の限度額 月額(個人ごとに計算)</th> <th colspan="2">入院および世帯ごとの限度額 月額</th> </tr> <tr> <th>一般(1割)</th> <th>低所得者(1割)(住民税非課税世帯等)</th> <th>一般(1割)</th> <th>低所得者(1割)(住民税非課税世帯等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者・昭和12年6月30日以前に生まれた方で70歳の誕生日の末日まで(1日生まれた場合は誕生日の前月末日まで) ※制度の廃止により昭和12年7月1日以降に生まれた方は対象外。所得制限あり</td> <td>12,000円</td> <td>8,000円</td> <td>40,200円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>医療機関等の窓口で支払った医療費の負担割合…1割 ●高額医療費制度…支払った医療費(入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外)の一部負担金が限度額(月額)を超えた場合は、高額医療費のお知らせ(申請書)をお送りしますので申請してください ※低所得者については申請が必要です</p>		外来の限度額 月額(個人ごとに計算)		入院および世帯ごとの限度額 月額		一般(1割)	低所得者(1割)(住民税非課税世帯等)	一般(1割)	低所得者(1割)(住民税非課税世帯等)	対象者・昭和12年6月30日以前に生まれた方で70歳の誕生日の末日まで(1日生まれた場合は誕生日の前月末日まで) ※制度の廃止により昭和12年7月1日以降に生まれた方は対象外。所得制限あり	12,000円	8,000円	40,200円	24,600円	医療係
				外来の限度額 月額(個人ごとに計算)		入院および世帯ごとの限度額 月額											
一般(1割)	低所得者(1割)(住民税非課税世帯等)		一般(1割)	低所得者(1割)(住民税非課税世帯等)													
対象者・昭和12年6月30日以前に生まれた方で70歳の誕生日の末日まで(1日生まれた場合は誕生日の前月末日まで) ※制度の廃止により昭和12年7月1日以降に生まれた方は対象外。所得制限あり	12,000円	8,000円	40,200円	24,600円													
70歳以上	老人保健医療制度(マル老)※国の制度	対象者①昭和7年9月30日以前生まれの方 ②65歳以上で一定の障害(身体障害者手帳1～3級及び4級の一部等)のある方 (②に該当される方は申請が必要です) 医療機関等の窓口で支払った医療費の負担割合は次のようになります 原則…1割 / 一定以上の所得がある方…2割 ●高額医療費制度…支払った医療費(入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外)の一部負担金が限度額(月額)を超えた場合は、老人保健高額医療費のお知らせ(申請書)をお送りしますので申請してください	医療係														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外来の限度額 月額(個人ごとに計算)</th> <th colspan="2">入院および世帯ごとの限度額 月額</th> <th rowspan="2">入院時の食事代 1食あたり(平成18年4月1日以降)</th> </tr> <tr> <th>一定以上の所得がある方(2割)</th> <th>一般(1割)</th> <th>72,300円 +[(実際にかった医療費-361,500円)×1%] (40,200円)注</th> <th>40,200円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得(1割)(住民税非課税世帯等)</td> <td>8,000円</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> <td>15,000円</td> <td>90日までの入院 210円 90日を超える入院 160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) (40,200円)は、12カ月間に4回以上高額医療費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額です ※一定以上の所得がある方、一般、低所得1・IIについての詳細は問い合わせを。なお、低所得1・IIについては申請が必要です</p>		外来の限度額 月額(個人ごとに計算)		入院および世帯ごとの限度額 月額		入院時の食事代 1食あたり(平成18年4月1日以降)	一定以上の所得がある方(2割)	一般(1割)	72,300円 +[(実際にかった医療費-361,500円)×1%] (40,200円)注	40,200円	低所得(1割)(住民税非課税世帯等)	8,000円	8,000円	24,600円	15,000円
	外来の限度額 月額(個人ごとに計算)			入院および世帯ごとの限度額 月額		入院時の食事代 1食あたり(平成18年4月1日以降)											
	一定以上の所得がある方(2割)	一般(1割)	72,300円 +[(実際にかった医療費-361,500円)×1%] (40,200円)注	40,200円													
低所得(1割)(住民税非課税世帯等)	8,000円	8,000円	24,600円	15,000円	90日までの入院 210円 90日を超える入院 160円												

別表1(問合せ先)

名称	お住まいの地区	電話番号
在宅介護支援センター・高幡	高幡三沢、三沢1・3・4丁目、南平、程久保(毛ノレール西側)、程久保1～8丁目、新井、石田(浅川南)	591-1294
在宅介護支援センター・豊田	豊田、東豊田、多摩平1・2丁目、旭が丘2・5・6丁目、富士町	582-7623
在宅介護支援センター・多摩川苑	万願寺1～6丁目、上田、川辺堀之内、日野、宮、石田1・2丁目	582-1707
在宅介護支援センター・フラワー	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町	581-7611
在宅介護支援センター・すずらん	南平1～9丁目、平山1・3・4丁目	599-5531
在宅介護支援センター・かきた	東平山、西平山、平山2・5・6丁目、旭が丘1・3・4丁目	589-1710
在宅介護支援センター・ふれんど	百草、落川、三沢2丁目、程久保(毛ノレール東側)	599-0306
在宅介護支援センター・あいりん	多摩平3～7丁目、大坂上、日野台4・5丁目	586-9141

別表2(問合せ先) 日野市地域包括支援センター

名称	担当地区	所在地	電話番号
せせらぎ	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町、万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮、石田	日野本町2の10の27	589-3560
すてっぷ	豊田、東豊田、多摩平、旭が丘2・5・6丁目、大坂上、日野台4・5丁目、富士町	豊田3の40の3	582-7367
もくさ	高幡、三沢、南平(大字)、石田(浅川南)、程久保、新井、百草、落川	落川1070	599-0536
いきいきタウン	平山、東平山、西平山、南平1～9丁目、旭が丘1・3・4丁目	東平山3の1の1	585-7071

別表3 平成18年度日野市高齢者保養契約施設

地区	施設名	電話番号
宿泊施設	御坂 甲州健康館 トロンの湯	0120-63-1370
	石和 ホテル平安	055-263-5811
	箱根 箱根湯本ホテル	0460-5-8800
	湯河原 青樹荘	0465-63-3111
	熱海 熱海玉の湯ホテル	0557-81-3561
	熱川 熱川グランドホテル	0557-23-2121
日帰り施設	土肥 旅館 おおや	0558-98-1108
	清里 大成荘	585-2111
	乗鞍 日野山荘	日野市企業公社
	日野 多摩テック クア・ガーデン	591-0820
日帰り施設	八王子 八王子健康ランド ふろっぴ	042-665-4126
	多摩 永山健康ランド 竹取の湯	042-337-1126

※利用料金等についての一覧表は高齢福祉課にあります